

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	電気興業株式会社
【英訳名】	DENKI KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松澤幹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3216 - 1671 (大代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 笠井克昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3216 - 1671 (大代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 笠井克昭
【縦覧に供する場所】	電気興業株式会社大阪支店 (吹田市豊津町2番30号) 電気興業株式会社名古屋支店 (名古屋市東区東桜一丁目4番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第91回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 本総会における決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円（配当総額 916,730,640円）

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社の株式について、5株を1株に併合する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として松澤幹夫、笠井克昭、長谷川篤司、下田 剛、西澤俊一、久野 力、伊藤一浩、太田洋、須佐正秀の各氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として大畑泰彦氏を選任する。

第5号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈及び取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役藤咲 孝、進藤秀一の両氏に対し退職慰労金を贈呈する。

また、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、第3号議案の承認可決を条件として重任される松澤幹夫、笠井克昭、長谷川篤司、下田 剛、西澤俊一、久野 力、伊藤一浩、太田 洋、須佐正秀の各氏に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、退職慰労金を打切り支給する。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入する。

(3) 本総会における決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	49,265	82	0	98.55	可決
第2号議案	49,102	245	0	98.22	可決
第3号議案					
松澤幹夫	39,548	9,791	0	79.12	可決
笠井克昭	40,412	8,927	0	80.85	可決
長谷川篤司	40,445	8,894	0	80.92	可決
下田 剛	40,455	8,884	0	80.94	可決
西澤俊一	42,018	7,321	0	84.06	可決
久野 力	42,018	7,321	0	84.06	可決
伊藤一浩	41,248	8,091	0	82.52	可決
太田 洋	36,472	12,867	0	72.97	可決
須佐正秀	39,616	9,723	0	79.26	可決
第4号議案 大畑泰彦	36,477	12,870	0	72.97	可決
第5号議案	34,361	14,984	0	68.73	可決
第6号議案	49,061	284	0	98.14	可決

(注) 1 上記「賛成率(%)」は、本総会前日までに行使された議決権の数に本総会当日出席の株主全員の議決権数を加算した数の合計数に対する割合として計算しております。

2 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案及び第6号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権数の過半数の賛成です。

第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権数の過半数の賛成です。

(4) 本総会における決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより本総会における各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権が確認できていない議決権数は加算していません。

以上